

今治市コミュニティ施設整備費補助金交付要綱

平成17年1月16日

要綱第13号

(目的)

第1条 この要綱は、一定地域内住民のコミュニティ活動の推進を目的として建設される集会施設（以下「コミュニティ施設」という。）の整備に要する経費の一部について補助を行い、もってコミュニティ活動の振興、住民福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、コミュニティ施設を整備するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の対象)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、コミュニティ施設の新築、改築、増築、補修とする。

(補助対象面積)

第4条 新築・改築・増築（以下「新築等」という。）に係る補助対象面積は、170㎡を限度とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、本体工事費及び附帯工事費とし、次の区分により算定した額とする。

- (1) 新築等に係る補助対象経費は、161,000円に補助対象面積を乗じて得た額又は実施額のいずれか低い額とする。
- (2) 補修に係る補助対象経費は、実施額から10万円を控除した範囲内で市長が適当と認めた額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の区分により算定した額（1,000円未満の端数切り捨て）とする。

- (1) 新築等については、補助対象経費に補助対象面積の区分毎に次の率を乗じ、これらを加算した額

100㎡以下の部分	100分の55以内
100㎡を超える部分	100分の30以内

- (2) 補修については、補助対象経費に100分の55以内を乗じて得た額。ただし、補修に係る補助金の最高額は、新築分の最高額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、コミュニティ施設（集会所）整備費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 見積書又は設計書
  - (4) 図面
  - (5) 増改築及び補修にあつては工事施行前の写真
  - (6) 前記のほか市長が特に必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査により補助金を交付すべきものと認めるときは、コミュニティ施設（集会所）整備費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費を変更する場合は、コミュニティ施設（集会所）整備費補助金変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しその承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、その適否を決定し、変更を承認する場合は、コミュニティ施設（集会所）整備費補助金変更承認通知書（別記様式第4号）により申請者に通知する。

(完了報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、工事完了届（別記様式第5条）を提出するとともに、コミュニティ施設（集会所）整備事業実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 完成写真
- (3) 前記のほか市長が特に必要と認める書類

(書類の整備)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の計画、執行及び収支に関する事項を明確にした書類及び帳簿を整理しておかななければならない。

(事業の検査)

第12条 市長は、第10条に定める報告を受けた場合においては書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを検査しなければならない。

(決定の取消)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

(経過措置)

1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに実施されたコミュニティ施設の整備については、合併前の今治市コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱又は朝倉村コミュニティ施設整備事業実施要綱（以下これらを「合併前の要綱」という。）の規定の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。